

前回定例会（平成19年1月10日）以降の行政の動き

平成19年2月7日
原子力安全・保安院
原子力安全地域広報官

1. 柏崎刈羽原子力発電所第4／7号機の定期検査終了証の交付について（1月11日）

電気事業法に基づき柏崎刈羽原子力発電所第4／7号機の定期検査を行っていたが、1月11日、総合負荷性能検査を行い、全ての検査が終了したと認められたことから、定期検査終了証を交付した。

2. 原子力関係情報の適切な取扱いについて（1月19日）

原子力安全・保安院（以下、当院）は、本年1月9日、昨年12月に（株）日立製作所が発送した原子力発電所の設計に関する資料が紛失したとの情報を得た。調査の結果、当該紛失資料中に核物質防護情報は含まれていないことを確認。

当院は、北陸電力（株）と（株）日立製作所並びに電気事業連合会に対して、情報の伝達に際し、より一層管理を徹底するよう求めた。

3. 柏崎刈羽原子力発電所第4号機における原子炉冷却材再循環系配管の欠陥に関する評価の妥当性確認の結果について（1月19日）

当院は、平成18年12月19日に東京電力から報告のあった、柏崎刈羽原子力発電所第4号機第9回定期検査期間中に確認されたオーステナイト系ステンレス鋼製原子炉冷却材再循環系配管（PLR配管）の欠陥に関する評価の対象、方法、結果及び補修等の措置について評価を行った。進展評価の結果としては、5年後における作用曲げ応力は許容曲げ応力を下回っていると評価し、欠陥長さが省令の規定に適合しなくなると見込まれる時期については10.4年後と評価している。当院は、事業者が当該溶接部について第9回定期検査期間中に同一材料の配管に取替を行っていることを踏まえた上で、東京電力の報告について、問題があるものではないと判断した。

4. 東京電力株式会社の発電設備における法定検査に係るデータ改ざんの報告について（1月31日）

経済産業省（以下、当省）は、福島第一原子力発電所1号機において法定検査に用いる測定値に関し、改ざんされたデータが用いられていたことが確認されたため、平成18年12月5日、東京電力に対し報告徴収を指示。

1月31日に、上記報告徴収のうち、法定検査に関するデータ処理に関し改ざんの有無についての報告が当省にあった。同報告によると、水力発電設備で5事案、火力発電設備で2事案、原子力発電設備では7事案の改ざんを確認。

当省としては、使用前検査や定期検査等において、こうした改ざんが行われていたことは、誠に遺憾であり、報告された新たに確認された改ざん等の内容について精査するとともに厳正に対処する所存。

5. 東京電力株式会社の発電設備における法定検査に係るデータ改ざんに対する追加の報告徴収について（2月1日）

4. の報告の件について、当省は、電気事業法及び原子炉等規制法に基づき、新たに確認された改ざんの詳細な事実関係の調査、原因の究明、再発防止対策等について3月1日までに報告するよう追加の指示を行った。

当省としては、一連の報告徴収の結果等に基づき、厳正に対処する所存。

以上